

令和4年第1回尾道市教育委員会会議録

日 時 令和4年1月20日（木） 午後2時30分 開議
場 所 尾道市庁舎4階 委員会室
署名委員 奥田委員

午後2時30分 開会

○佐藤教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、奥田委員を指名いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち重要な項目がありましたら、順次報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、庶務課に関わります業務報告及び行事予定について御説明をさせていただきます。

議案集の1ページをお開きください。

業務報告、行事予定につきましては記載のとおりとなっております。

記載以外のことといたしましては、現在、尾道教育総合推進計画の実施に当たりまして、尾道教育総合推進計画を策定中ではございますが、教育委員の皆様におかれましては、策定に向けて勉強会がございますとか、随時資料のやり取り等をさせていただくなど、お忙しい中大変御協力をいただいております、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。引き続き、完成に向けて御協力をお願いいたします。

庶務課からは、御報告としては以上でございます。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。初めに、生涯学習課が所管をいたしております施設についての新型コロナの影響について御説明をいたします。

オミクロン株の流行拡大により、尾道市が1月9日からまん延防止等重点措置の適用区域に指定されましたので、各施設の利用制限を行っております。図書館については、予約資料の貸出し、返却のみの利用としております。また、スポーツ施設、社会体育施設、また公民館や生涯学習センターなどの社会教育施設については、利用の中止要請と新規予約の停止という措置を行ってござい

す。

なお、現時点ではまん延防止等重点措置の適用区間は1月31日までとなっております。

次に、生涯学習課の業務報告並びに行事予定について御報告をいたします。
議案集の2ページを御覧ください。

まず、業務報告でございますが、1月9日に開催を予定しておりました令和4年の尾道市成人式につきましては、まん延防止等重点措置の適用を受け、10月9日に延期としております。ぎりぎりの判断となりまして、新成人等関係の方に大変御迷惑をおかけいたしました。やむを得ない判断ということでございます。御理解をいただければと思います。

次に、行事予定でございますが、1月29日のおのみち市民大学講座、また2月3日の尾道市次世代育成のための電子メディア対策委員会、これは対面からオンラインに開催方法を変更して実施の予定でございます。1月30日に予定しておりました市民カローリング大会は中止といたしました。2月19日の家庭教育支援講座につきましては、3月12日に延期して実施することといたしました。

次に、図書館について指定管理者から報告のあった事業の報告をいたします。

業務報告につきましては、全ての館について新型コロナの影響で多くの行事を中止としております。

3ページ以降の記載のとおりでございますので、御参照をいただければと思います。

次に、行事予定につきましては、3ページ、中央図書館で2月6日にバイオリンコンサートを予定しておりましたが、こちらは延期としております。延期時期については、感染状況等を考慮し検討中でございます。

2月22日から3月1日までを特別整理期間のため休館といたします。

次に、4ページ、みつぎ子ども図書館。

行事予定につきましては、2月12日、バレンタインコンサートとして御調中学校吹奏楽部と御調高校音楽部の合同のコンサートを予定しております。

次に、5ページ、因島図書館の行事予定につきましては、2月23日に人形劇として三原市を拠点に活動されているドロップスさんによる人形劇を予定しております。2月2日から9日までの間は、特別整理期間のため休館といたします。

次に、6ページ、瀬戸田図書館。

行事予定につきましては、2月5日に瀬戸田公民館が行う星空観察会に出張おはなし会として参加をし、星や星座に関する本の読み聞かせを予定しております。

次に、7ページ、向島子ども図書館の行事予定につきましては、2月22日、出前講座絵本の修理として向島子育て支援センターに出向き、基本的な絵本の修理方法についてお話をいたします。あわせて、修理したい絵本を御持参いただき、実際に修理する体験も行う予定としております。

1月25日から28日まで、特別整理期間のため休館といたします。

今後の行事につきましては、感染状況を考慮しながら、その都度開催の有無を検討していきます。記載しておるものが全てできる状態ではないということをご理解いただければと思います。

以上で図書館の業務報告を終わります。

○**榎原因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

業務報告、行事予定については記載のとおりです。

昨年11月以降に着手しております学校施設やスポーツ施設の主な修繕業務を記載しておりますが、それぞれ1月から3月までの完成を目指して順調に業務を進めております。

瀬戸田中学校の体育館非構造部材耐震改修工事につきましては、1月末までの工期となっておりますが、12月末には施工業者による工事を終えておりますので、年明けからは教育活動等での使用を再開しております。

行事予定でございますが、2月24日に瀬戸田小学校プールフロア修繕の入札を行う予定です。瀬戸田小学校のプールについて、フロアマットの剥離が広がっており、フロアマットの全面張り替えを行うものです。

なお、行事予定ではございませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴ってまん延防止等重点措置に指定を受けたことにより、因島瀬戸田地域教育課で所管しております市民スポーツ広場や学校施設開放事業の一般利用については、生涯学習課と同じく1月9日から1月末まで一般利用を中止しております。

以上でございます。

○**村上美術館長** 教育長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から順次報告いたします。

9ページを御覧ください。

最初に、尾道市立美術館について御説明します。

業務報告につきましては、企画展「尾道市立美術館コレクション 描かれた尾道水道」展を1月16日まで開催し、46日間で4,258人の来館者があり、1日平均93人でした。

なお、現在は展示会及び所蔵品整理のため、2月3日木曜日まで休館となっております。

次に、行事予定でございますが、2月4日から13日まで、第18回尾道市立大学美術学科卒業制作展を会期中無休で開催する予定でございます。この制作展は、尾道市立大学の芸術文化学部美術学科の学生が制作した作品を展示するものでございます。

2月19日から3月6日まで、第10回写真のまち尾道四季展を開催します。この展覧会は、作者の感性で尾道の風情を写真で表現した入賞作品を展示いたします。

圓鑊勝三彫刻美術館及び平山郁夫美術館におきましては記載のとおりでございます。尾道市立美術館につきましては休館中ですが、ほかの2館につきましては新型コロナウイルス感染症の予防の対策をしながら、現在も開館中でございます。

以上でございます。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。学校経営企画課に関わる業務報告並びに行事予定について御報告いたします。

10ページを御覧ください。

まず、業務報告についてですが、1月6日、小・中学校校長会議を行いました。1月14日、教頭、主幹教諭、事務長対象の学校経営サブリーダー研修会をオンラインで行いました。教育指導課から不登校対策について、学校経営企画課から教職員のキャリアステージに応じた人材育成について等の研修を行いました。

続いて、行事予定についてですが、1月21日から1月31日までの7日間、業績評価に関わる小・中、高校の校長全員を対象とした面談を行い、年度初めに定めた年間目標に対して下半期の達成状況を確認してまいります。

2月1日、教務主任研修会を行います。2月15日、学校経営サブリーダー研修会を行います。2月16日、小・中学校校長会を行います。なお、教務主任研修会、学校経営サブリーダー研修会、小・中学校校長会、いずれも今年度最後の開催となります。教務主任研修会はオンラインで行い、学校経営サブリーダー研修会、それから校長会は感染状況を踏まえながら研修の方法を検討してまいります。

以上でございます。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

まず、業務報告です。

12月24日に第2回の中学校リーダー研修会を行いました。これは、3年生のいない百島中学校を除く尾道市内15校の中学校の生徒会役員45人を対象に、郷土尾道を愛し、高い志を抱いて社会に貢献しようとする郷土意識を高めること、校内リーダーとしての心構えを育てるとともに市内中学校のリーダーとしての連帯感を高めること等を目的に研修を行い、リーダーとしての資質向上や学んだことの校内での還元を図るものです。

今年度は、コロナ禍でも各学校でできることとして、それぞれの学校で考え取り組んだ、地域と一緒にいった防災活動や中学校区で行った挨拶運動、リモートで行った読み聞かせの活動など、様々な活動を報告し合いました。

また、コロナ禍で全員が会しての打合せは難しかったものの、タブレット端末等を活用したリモートの協議を行い、地域や医療従事者への感謝のメッセージ動画を作成し披露しました。

今から見ていただくのは、その作成したメッセージ動画です。活動内容の一端として御紹介いたします。

[メッセージ動画視聴]

○**本安教育指導課長** コロナ禍ではありますが、引き続きこのように尾道や地域を生かした特色ある取組を展開してまいります。

続いて、1月7日から2月28日まで、小中学校芸術祭の図画美術、書写コンクール作品ウェブ展示として、昨年度に引き続きウェブ上で入賞作品を展示しています。これまで、旧市民会館など会場を利用して行っていたものを、コロナ禍でウェブ上での展示に代えたわけですが、期間を長く取ることや他県からもアクセスし見ることができるなどプラス面もあります。コロナでマイナス面も多くあるところですが、こういったプラス面も発信しながら、子供たちの頑張りを発信していきたいと思っています。

次に、行事予定です。

行事については御覧いただいているとおりです。

1月28日の幼保小合同研修会では、教育指導課と子育て支援課が合同で、就学前と小学校の接続について研修します。今年度は、新型コロナウイルス感染症のため、ウェブを用いての研修ということになりますが、県教委、乳幼児支

援センターの指導主事さんから先進地の取組や福山市の樹徳小学校の取組を報告していただき、幼保小接続のさらなる充実につなげることを予定しています。

以上でございます。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。それでは、スマートスクールに関わる業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

業務報告です。

1月6日の尾道市小・中学校校長会議では、タブレット端末の年度末更新などについて説明を行いました。1月14日のサブリーダー研修会では、オンラインでの研修実施でしたが、学校もオンラインでの会議に慣れ、スムーズに協議を進めることができました。1月18日、学びの変革推進協議会のオンライン研修では、資料をグループで見合いながら協議することができました。

次に、行事予定についてです。

再掲しています各会議や研修会でタブレット端末の活用を予定しております。1月28日の幼・保小合同研修会は、オンラインでの実施となります。今回は、福山市立樹徳小学校の幼保小の連携の実践をオンラインで紹介していただきます。また、2月15日火曜日のサブリーダー研修会では、福山大学の内垣戸准教授に情報モラル教育について講話をお願いしております。

以上で説明を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

○本安教育指導課長 教育長、併せて教育指導課ですけども、新型コロナウイルスに係る取組について御報告させていただきます。

それでは、新型コロナウイルス感染症に係る尾道市立学校の対応についてでございます。

尾道市は、1月9日日曜日から1月31日月曜日までの期間、まん延防止等重点措置区域となりました。そのため、前回まん延防止等重点措置区域に指定された8月20日からの取組と同様に以下の取組を行っております。

まず、学校の教育活動全般でございますが、学校の新しい生活様式、文部科学省の環境衛生マニュアルの行動基準レベル2の基準により、感染対策を十分に行った上で、これまでどおり対面授業を継続するというようにしております。

ただし、各校で陽性者の確認等による臨時休業の可能性を踏まえ、課題の作

成、タブレット端末の持ち帰り等について準備しておくよう指示をしているところでございます。

続いて、修学旅行についてでございますが、1月、2月に実施予定であった修学旅行5校につきましては、これは延期ということにしております。

続いて、学校行事についてでございますが、学校行事については原則中止または延期ということにしております。

続いて、部活動についてでございます。

部活動については、子供の健やかな成長、また健康づくりということから、実施可としております。ただし、なるべく個人での活動とし、顧問が活動に参画すること、また期間が終わるまでは練習試合はしないこととしております。

あわせて、市教育委員会の対応でございますが、市教委主催の研修、会議等については、可能な限りウェブで開催することとしております。さらには、指導主事等の学校訪問については、原則延期または中止、ウェブを活用した研修ということにしておるところです。

続いて、3学期の臨時休業等の状況でございますが、1月7日始業式以降、臨時休業は延べ市内の小・中学校4校で実施しております。また、学級閉鎖を小学校1校で実施しているところでございます。

以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの報告について御意見、御質問がございますか。

○豊田委員 教育指導課について御質問いたします。

1月18日の火曜日ですか、学びの変革推進協議会を行っておられますよね。大方1年がたちますので、学びの変革の中で今どのような状況になっているのか。とりわけ、今年度設定された発問でしたか、深い発問でしたか、そのあたりにつきまして各校で目標を設定して取り組んでこられたと思うのですが、到達に近い状態なんでしょうか、お尋ねします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。学びの変革推進協議会の第3回ということで、これは本来であれば対面で交流をする予定となっておりましたけれども、ウェブでの開催となりました。

この中で、先ほどから言われております本質的な問いによる授業改善ということをこれまで行ってまいりました。本質的な問いとは何かということから始まり、子供たちの深い学び、または意義や価値を見いだす、また今後学び続けようという子供たちの意欲を喚起するような問いということでスタートしております。

それぞれ各学校で本質的な問いとは何か、またこの教科で本質的な問いということ具体的に考えたときにはどうなのかということで研修を行い、授業を行ってまいりました。

ただ、本質的な問いについて授業改善が本当に進んでいるかということとまだまだやはり研修が必要、またはいい授業をお互いが見合いながら、子供たちが深い学びをこういう形で行っているという状況を見ながら進めることが大事だと考えております。

また併せて、どのようにタブレット端末を使うのか、どの場面で使うことで子供たちの学びが深まるのか、話合いの場面でどのようにタブレットに子供たちが意見を書き込むことでみんなが見ることができて、そしてみんなの考えを見たことで自分の考えをまた変えていけるのかということについて、今後さらに取り組まないといけないと思っています。

本質的な問いについて考える学校は随分増えてきたと思っておりますけれども、さらに深めるということについてはこれからさらに必要であると考えています。

以上です。

○佐藤教育長 よろしいですか。ほかにございますか。

○木曾委員 先ほど中学校のリーダー研修会の動画を見させていただいて、とてもいい取組だと思ったのですが、地域の方とか医療従事者の方とかいろいろな方への感謝の気持ちを伝えているということですよ。あれは対象者の方にどのように伝わっているのですか。それと、市民みんながあれを見ることができるのかなというのが気になりました。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。今は、つくるところまでということになっていて、今度これをどのような形で地域や、それから医療従事者の方を含め市民の方に見ていただくかを考えているところです。音楽が入っていましたが、その音楽に著作権のこともあったりするので、そのあたりもよく考えながら、どのように、学校によっては見いただいているところもあると思いますけれども、全体に見ていただいて気持ちを伝えられるかということを考えていこうかなと思っています。

○木曾委員 今見せていただいただけでもとても感動したので、ぜひ見いただける場をつくっていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

○村上委員 生涯学習課にお聞きしたいのですが、図書館にデジタル書籍がありますよね。その今の運用状況というか貸出状況、それと予想していた以上に貸出しができているのか。その辺はどうなんでしょうか。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。本日お配りをさせていただいた資料の中に、図書館について入館者と貸出点数について四半期ごとにお配りしている資料がございます。実際のところ図書館5館ございますけれど、館の入館者とか貸出点数というのは非常に厳しいものがございます。

代わりに、その一番下の段にあるのですが、電子書籍へのアクセス数であるとか電子書籍の貸出点数というのが、特に7月以降非常に伸びていると思います。これは、タブレット端末が児童・生徒皆さんにも行き渡ったということもあって、昨年夏休みに入る前に小・中学生一人一人にIDをつけさせていただいております。あわせて、学校からも利用についてお声がけをいただいたということもありまして、大きく利用が進んでいると思っております。

この結果が7月後半、8月、9月ぐらいに向けて非常に貸出点数も伸び、またアクセスも伸びるというような状況になっておりまして、我々としては予想をかなり超える御利用をいただいていると感じております。

現在のような、特にコロナ禍において非常に有効なサービスになったと感じてもおりますので、今後については電子書籍数をできるだけ増やしていきたい、現在約4,300点ということですが、それをさらに増やす取組に努めてまいりたいと思っております。

現在は月に1回の選書を行って、その選書もかなり工夫もして読んでいただけるであろうものの選書に努めていますし、あとホームページ上で見ていただくときに陳列してある、要するに本が並んでいるのですが、その並んでいる状況を月に2回ぐらいは入れ替えていただいております。ですから、いつも見に行ったら同じ状況ではなくて、少しずつ中身が変わっているという状況もつくっていただいております。

また今後、選書につきましては、学校との連携も進めて、例えば学校の副教材であるとか副読本としての御利用もいただきたいと思っておりますし、学校における朝読、また家庭での読書推進にもつながるように工夫してまいりたいと考えております。

○奥田委員 先ほどの木曾委員さんの御質問等を受けて、関連してということで質問させていただきます。

中学校のリーダー研修会の映像を見させていただきまして、本当に中身のあつ活動になっているんだということが実感できました。木曾委員さんも言うておられましたけれど、こういうものを今度はどのように還元していくのか。

私ちょっと見させていただきながら、地域の方との交流というのが柱になっているところもあると思うのですが、地域の方といろいろ話をしながら地

域の方へ学校の課題について具体的に話をし、さらに次年度以降深めていく、そうすれば地域の方も学校をすごく理解してくれるし、学校をより支えようという気持ちになれるし、将来的に学校運営協議会のシステムなども入る予定でもありますし、そういう意味ですごく可能性のある活動ではないかと思えます。小学校も含めて、子供たちが地域に出向いて行って、地域の課題は何で、学校の生徒としてどういうふうに動いてみたいとか、そのような生徒発信のところまでいけたら素晴らしいことだなど、見ながら感じさせていただきました。

以上です。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

○豊田委員 いろいろな取組が、ここにありますようにリーダー研修会もそうですし、科学研究の集いもありますよね。小学校1年生からずっと科学研究をして、出品をして、科学オリンピックに7人の集団で出て、広島県を代表して全国大会へ行くようになった子もおられます。

近所なものですから、いろいろ情報を聞くのですけれども、やはりそういう市全体でいろんな取組をした結果、積み重ねの結果、先ほどのリーダー研修会もそうですし、個人でいえば科学研究なんかに興味を持って、それをずっと頑張っていていくという、その結果として全国大会へ行くという形で、市として取り組んできた様々な分野のことがある程度結実した形で出されていることを非常にうれしく思っています。やはり子供たちをどのように育てていくか、しかも組織的に、組織をつくってリーダー研修会のように育てていくか、個人の興味を科学研究の場を通して育てていくとかということがだんだんと目に見えてきているということを私たちは喜びとし、さらに続けて上を目指していきたいものだと思えます。

○佐藤教育長 ほかにありませんか。

○村上委員 先日の成人式は、延期になって非常に残念な思いがしています。それと修学旅行ですけれども、延期になって子供たちは非常に残念がっているとは思いますが、金銭的な負担というか、その辺はどのように整理されているのでしょうか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。コロナ禍で修学旅行が延期になったり、それから中止というか形を変えてということになったりしております。昨年度、6年生、これもコロナ禍ということでございましたが、6年生の場合は延期することができないということで、6年生の関西方面に行く予定であっ

た学校のキャンセル料については、市が負担をさせていただきました。

それからまた、今回3年生も形を変えての修学旅行ということで、2泊3日が日帰りになったり、泊が短くなったりということになっています。そのことで生じたキャンセル料についても、市の財政当局に協議をさせていただきました、支払いを済ませたところでございます。

このように、コロナ禍によってやむを得ず変更したことについて生じたものについては、市の財政当局と連携をしながら対応させていただいているところではあります。

以上です。

○村上委員 大体、幾らぐらいになりそうですか。

○本安教育指導課長 今、手元に資料を持ち合わせておりません。すみません。

○村上委員 いいです。

○佐藤教育長 100万円とか200万円ぐらいのオーダーだったと思います。

○村上委員 そうですか、はい。

○木曾委員 今、コロナがやはり学校でも広がっている状況で、臨時休業になっている学校もあるんですけど、受験シーズンじゃないですか。もし、臨時休業になっているときに試験日が当たっていると、これはどうなるのですか。臨時休業中の生徒は受験に行けるのですか。その対応を教えてください。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。この受験についての取扱いにつきましては、各公立高等学校であれば公立高等学校、私学の高等学校であれば私学の高等学校の基準に従うということになります。

濃厚接触者等であっても、例えば症状がなければ別室で受験できるという規定もございます。まず、中学校は臨時休業になっても各高等学校に相談をし、その状況をしっかりお話をした上で受験、または別日にとすることも、その試験の条件というか規定に従ってしていくようになっております。

○佐藤教育長 はい、どうぞ。

○木曾委員 それは、中学校で先生にお任せしたら対応していただけるということですか。

○本安教育指導課長 基本的に保護者から学校へ連絡が入るようになっていきますので、基本的には学校からその生徒が受ける、または児童が受ける学校と連携をし、対応の指示を受けるということになっています。

○木曾委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 ほかはどうでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、前回の定例会において村上委員さんから、報告第19号修学旅行等における引率者の入場料、拝観料等の支給に関する事務取扱要領の一部を改正する要領に関して、事業所と事業者という表現、それから請求書の様式の御質問がありました。これについて回答をお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。去る12月23日に行われました令和3年第14回教育委員会定例会における報告第19号修学旅行等における引率者の入場料、拝観料等の支給に関する事務取扱要領の一部を改正する要領について、これにつきまして御質問をいただきました。これにつきまして、その場で十分な回答ができておりませんでしたので、ここでお答えをさせていただきます。

まず、要領の支給方法について定めました第5条中、事業所等の債権者から引率者の入場料、拝観料等を教育長に直接請求する方法により支給することを加えたことに関わって、事業所という言葉に対し事業者という言葉が適切ではないかという御質問をいただきました。

このことにつきまして、総務課法規文書係に改めて確認をしましたところ、事業所という言葉は場所を示すものではありませんが、店、または支店などを示したとしても、一般的な認識として誤りとは言えず、要領上この言葉を使用したとしても問題はないという回答でございました。

また、同じ要領の入場料、拝観料等請求書、それから入場料、拝観料等精算報告書の校長の押印欄を廃止したことに関わりまして、どのように適正な処理を行っていくのかという御質問をいただきました。

押印や校長の署名がないことによりまして、責任の所在が不明確になり、修学旅行の引率教員に関わる入場料、拝観料の支給が適正に行われたいのではないかと御心配であったかと理解しております。

まず、引率者に関わりまして、入場料、拝観料等の支給につきましては、資金前渡、これは資金の交付を受けた校長が目的に従いまして旅行業者等の債権者に支払いをするものでございますけれども、その方法と、旅行業者等の債権者から事後に教育長へ請求する2つの方法がございます。

いずれの方法につきましても、修学旅行の場合、まず校長は規則に従いまして、今お手元に資料がございますけれども、資料の1枚目で修学旅行実施に関する届け、様式第14号というものがございます。この届けを教育委員会に提出

をいたします。その後、校長は原則として修学旅行実施日の14日前までに、1枚めくっていただきまして、様式第1号というのがありますが、これが入場料、拝観料等請求書。それから、合わせまして入場料、拝観料等の金額が分かる、この様式はございませんけれども、何がしかの資料を教育長に提出。

これに加えて、債権者から修学旅行の事後に請求がある場合につきましては、債権者名、代表者名、住所、それから支払い先の口座情報等、債権者の情報を合わせて提出することになります。

また、行事が終わった後になりまして、資金前渡による場合、校長は、もう一枚めくっていただきまして、様式第2号、入場料、拝観料等精算報告書、それに合わせまして入場料、拝観料等の支払いを証明する領収書、領収書の張りつけ台紙はもう一枚めくったところがございます。それから、事前に申し出ていた金額とで差がありまして過金が生じた場合は戻入金、これを教育長へ提出するというようになっております。

債権者から修学旅行の事後に請求が行われる場合につきましては、校長は行事終了後、もう一枚めくりまして様式第3号、入場料、拝観料等実施報告書というものがございますが、これを教育長へ提出、教育委員会で審査を経た後に債権者が初めて請求書を教育委員会へ提出し、教育委員会が債権者に支払うという仕組みになっております。

このように、事前に提出する資料、それから事後に提出する資料、債権者からの請求書等、複数の書類を照合してまいりますので、校長の押印や署名は廃止となりましたが、適正に支給がなされると考えております。

以上でございます。

○佐藤教育長 村上委員さん、御質問の趣旨と合っているということでよろしゅうございますか。

○村上委員 はい。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、もう一点、木曾委員さんからいじめの事案に関して情報の共有化の御質問がありました。これについて回答をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。前回の教育委員会会議の中で、学校は生徒指導事案や課題となる事象についてしっかりと共有できているのか、教職員がどのように情報共有しているのかと御質問いただいたことについて説明をさせていただきます。

まず、各学校においては、情報共有する事案の緊急度や重要度により、緊急の場合や重要な場合はすぐに授業中、休憩時間、あるいは勤務時間の最後に行

う暮会等において、教職員を集め周知をしております。

次に、急ぎの必要のないものについては、各学校のそれぞれの工夫により、教職員に配備しているタブレット端末を活用し、教職員クラスルーム上で周知する場合や、統合型校務支援システムのグループウェアを活用し周知している学校がございます。さらに、土日などの勤務時間外に情報共有が必要な場合は、メール送信システムで教職員グループを作成し周知する場合や、公式LINEを立ち上げ、教職員グループを作成し周知する例などがございます。

方法によっては、個人情報に留意すべき場合もございますが、いずれにしても緊急度や重要度、勤務時間内や勤務時間外などを考慮し、生徒指導事案や課題となる事象、例えば保護者対応等について情報共有を行い、学校体制として情報を共有し、適切な対応や取組ができるよう努めているところです。

また、これらの具体的な方法については、令和4年1月6日に実施した校長会議においても指導を行い、各学校における十分な情報の共有や適切な対応について指導を行ったところでございます。

以上です。

○佐藤教育長 よろしいですか。

○木曾委員 周知方法については今の説明で十分理解ができました。情報共有方法とか、事案が起きたときの報告も同じものを活用してということになるのでしょうか。報告は緊急度とか分からないですよね。それはもう逐一何かのシステムに入力をしてということでしょうか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。今、報告ということでございますが、これも緊急度に応じて、特にいじめ等の事案とか、すぐに対応すべき保護者対応については、例えば担任であれば学年主任、学年主任から場合によっては教頭、校長というようにLINEを通して報告が共有されるような、基本的な、そういうシステムになっていると考えています。

○木曾委員 緊急度が高い低いは、当事者というか担任の先生なら担任の先生の判断ですか。先日のようなことがあったら、担任はクラスの問題であったということで緊急性は低いとなるじゃないですか。それだと同じことが繰り返されますよね。どうですか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。今言われたように、報告する者の捉えによってそれが報告されたりされなかったりというようなお話だっと思いますが、そういうことがないように、例えばいじめの事案であれば、こういうことが見過ごされてはいけないよ、アンテナを張ろうねということを常にいろんな事例を捉えて学校の中で、例えば生徒指導部会、または生徒指導部会か

らそれぞれの担任に周知をされ、再発ということがないようにしているところ
です。

また、そういった事例については、私たちもこれが問題であるということ
で、以前も申し上げたように校長会議等でこういうところに気をつけてくださ
いというようなことを周知し、各学校に同じような事例があるということを前
提に指導をしているところです。

○佐藤教育長 それでは次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第1号尾道市立美術館協議会美術振興小林和作基金運用委員会の答申及
び美術振興小林和作基金運用規則第2条第3項に係る令和3年度の被表彰者に
ついてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○村上美術館長 教育長、美術館長。それでは、議案集13ページをお開きくださ
い。

議案第1号尾道市立美術館協議会美術振興小林和作基金運用委員会の答申及
び美術振興小林和作基金運用規則第2条第3項に係る令和3年度の被表彰者に
ついてでございますが、本議案は、尾道市立美術館協議会美術振興小林和作基
金運用委員会から12月24日付で小林和作奨励賞の被表彰者について答申があ
り、同答申に基づき次の者を表彰し奨励金を交付したいので、教育委員会の承
認を求めるものでございます。

被表彰者の氏名は、記載にありますように近藤拓海、所属は尾道市立大学大
学院美術研究科絵画研究分野日本画1年でございます。

提案理由でございますが、尾道市立美術館協議会へ諮問していた被表彰者
につきまして、尾道市立美術館協議会美術振興小林和作基金運用委員会からの答
申により推薦を受けたので、美術振興小林和作基金運用要項第2条の規定によ
り決定しようとするものでございます。

なお、作品の詳細等につきましては、別添の参考資料を御覧いただければと
思います。

御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問がございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 私から1つお願いがあります。小林和作基金の運用委員会の答申
書について、今後はこの資料の中に答申書も入れていただくとより分かりやす

いので、そのようにお願いしたいと思います。

それでは、ないようでしたら、これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第2号令和5年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。議案第2号令和5年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針について、提案理由を説明いたします。

議案集14ページを御覧ください。

令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施に当たり、尾道市立高等学校である広島県尾道南高等学校入学者選抜の基本方針を定めようとするものです。

15ページを御覧ください。

広島県教育委員会が決めました令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針に準じて、令和5年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針の案を作成しております。

例年、高等学校入学者選抜の基本方針は6月の教育委員会会議において御審議いただいておりますが、令和5年度から公立高等学校の入学者選抜制度が変更されることに伴い、今年度中に早めの公表、周知を行い、生徒、保護者の理解を図ることとしているため、前倒しの審議となっております。

なお、実施方法につきましては、令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針に準じ、これまでの選抜Ⅰ推薦入試と選抜Ⅱ一般入試を合わせた一次選抜、これまで定員に空きがある場合に行っていた選抜Ⅲと言われていた二次選抜、大きくこれに分かれております。

また、特に今回の公立高等学校の入学者選抜制度の大きな変更の一つに自己表現の実施があり、自己を認識し、自分の人生を選択し表現することができる力を見るために、公立高校を受験する受験者全員に実施されることになった自己表現のテストを設けており、尾道南高校においても選抜方法の中に自己表現を実施し、(ア)から(エ)に従って試験を行うことを明記しております。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、ただいまの説明に対しまして御意見、御質問ございま

すか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第3号市長が市議会に提出する議案に対する意見の申し出についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○川齋教育総務部長 教育長、教育総務部長。議案第3号、以下議案第7号まででございますが、これらの議案につきましては、尾道市長が市議会2月定例会に議案を提出する予定の案件でございます。

これにつきまして、議案を提出するに当たって教育委員会に関連する議案については、各種法令によりまして教育委員会の意見を聞いて、その意見を踏まえて市長が議会へ議案として提出するかどうかを決定するという手続になっております。今の段階ではこの市議会への提出議案について意思決定の途中でございます。したがって、今の段階で教育委員会において公開するということにはならない案件、議案ではないかと考えますので、非公開が妥当ではないかと事務局では考えております。

以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

事務局から非公開という意見も出ましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 では、異議なしと認め、本日の審査は非公開といたします。

ただし、議事録については、市長が提案した後ということになりますかね、大体1か月後ぐらいに議事録は調整できるということで、調整後速やかに公表するというところでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。

次に、日程第3、報告に入ります。

報告第1号尾道市立土堂小学校通学対策バス負担金に関する要綱の制定につ

いての報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、尾道市立土堂小学校通学対策バス負担金に関する要綱の制定についての御説明をさせていただきます。

議案集の20ページをお開きください。

これは、土堂小学校の仮校舎への移転に伴い、通学対策バスを利用して通学する者と徒歩、保護者による送迎で通学する者との負担の均衡化を図るため、尾道市立土堂小学校通学対策バス負担金に関する要綱を制定したものでございます。

負担金の対象者は、通学対策バスを利用することで通学に関する負担が軽減される者、すなわち通学に関する公共料金が軽減された者でございます。また、自家用車等で送迎が不要、または短縮された者も対象となっております。

土堂小学校の場合、駅前、西御所、長江口のバス停から乗車する児童については、これまでの校舎へ通学されていた状況とほぼ同様でございますので、負担金の対象とはなりません。

具体的に負担金をいただくケースといたしましては、例えば東尾道駅方面から通学される方については、移転前は東尾道駅から尾道駅までJRを利用されていたところが、移転後は東尾道駅から通学対策バスにより通学できるといったケースになってまいります。この場合、通学に係る交通費がかからなくなるということになりますので、校舎の場所が変わっても引き続き送迎されている方などとの負担の均衡化を図るため、負担が軽減した部分、JR東尾道駅から尾道駅までの定期代に当たる金額相当を負担していただくという仕組みとしております。

負担金については、9月まで遡って適用いたしまして、今年度は3月に一括してお支払いをいただくこととしております。

以上、御報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 それでは、ただいまの説明に対しまして御意見、御質問ございませんでしょうか。

要は、千光寺へ行くところまでは無料だけれども、これまでの区域内の人でしたら無料、区域外の学校選択で利用されている人の中で、徒歩の人があったり送迎の方であったりという人とバス利用の方との均衡をそろえるためにその部分は負担していただくんですよという理解でよろしいんですかね。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようでしたら、次に移りたいと思います。

次に、日程第4、協議に入ります。

協議、尾道教育総合推進計画の策定についての説明をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、日程第4の尾道教育総合推進計画の策定について御説明をさせていただきます。

まず、本日お配りをいたしました計画案を御覧ください。

本日お配りした計画案につきましては、前回の教育委員会会議などで御指摘をいただいた箇所について、事務局で修正を行った最新のものをお配りしております。

具体的な修正箇所についてでございますが、前回の教育委員会会議で御指摘いただいた修正箇所等について、下線等によって印をつけておりまして、そちらでお示しを行っております。

本日の協議の進め方についてでございますけれども、計画の各章ごとに順次内容の御確認をいただきながら確定していくような流れで進めさせていただきたいと考えております。

今後、本日の教育委員会会議の結果を踏まえまして、1月24日に議員説明会、そしてパブリックコメントの募集へと進み、さらにその御意見を受けて調整を行った後、2月、3月の教育委員会会議を経て最終的に決定してまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 全体ということになるとボリューム感がありますので、章ごとに分けて御意見、御質問を伺いたいと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 はい。

それでは、第1章について御意見、御質問はございますか。

計画の概要ということになりますけれども、1ページから3ページのところですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、次に第2章、ページとすると4ページからになります。いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、第3章、これは基本理念の部分になります。13ページ、14ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、第4章、施策の展開について。こちらも、説明は前回雑駁な説明だったかも分かりませんが、事前にお読みいただいて御意見もいただいておりますところは修正をいたしておりますが、修正部分も含めて御意見、御質問はございますか。

事前に御指摘をいただいている部分について、修正を事務局なりに直しておりますけれど、十分意を酌めて修正をかけることができているかどうかというのがありますけれども、いかがでしょうか。

一番最後の資料編の用語解説のところ、課長さん、特に説明等も入っていませんでしたが、これは十分精査されているのですか。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。用語解説についてでございますけれども、用語解説、現段階では前回の計画のものを主にそのまま流用させていただいている箇所が多くございますので、この部分については、実際に公表するタイミングではさらに精査して充実させたものにしてまいりたいと考えております。

○佐藤教育長 まだ用語解説については十分な精査ができていない段階、まだほかにも追加しなくてはならないと事務局で思う部分のところまで十分入っていないので、このあたりはもうちょっと精査をして皆さんへお示しをしたいと思えます。

ほかにどうでしょうか。

よろしいですか。

○木曾委員 コロナの表現ですけれど、新型コロナウイルス感染症という表現で全体が統一されているのだと思いますが、感染拡大という文言に関しては新型コロナウイルス感染拡大と表現されています。感染症の拡大ではなく感染拡大でいいのですか。新旧対照表でも、9ページのところで多分2回ぐらい出ていますけれど、豊かな心のところと健やかな体のところで。

○佐藤教育長 おっしゃったような整理の仕方をさせていただいたのですが。

○木曾委員 感染症というのが入るのかなんです。ほかのところは感染症対策とかに修正されているところ、9ページだと、健やかな体の育成の項目で新型コロナウイルス感染症の流行拡大が新型コロナウイルス感染拡大と修正されているのですけれど、この表現はどちらが正しいのかが分からない。

○川緒教育総務部長 教育長、教育総務部長。この点については、厚労省の表現をきちんと調べた上で正しい言葉に統一させていただきたいと思えます。

○村上委員 昨日読んでいて、全体の意味ではなくて文言だけの表記の話なんですけれど、21ページの上から3行目で、地産地消の取組、送り仮名が普通は

「り」が入ったり「み」が入ったりするのです。公用文における漢字の使用等についてを見たら、これではないような気もするし。ほかのところは、例えば取「り」が入るのはこの中で22点あって、入らない、このような記載の仕方、「取」と「組」だけの表記の仕方はこの文書の中で33件あるのです。その辺は、あえてそうしておられるのならそれはそれでいいですし、ワープロの変換ミスなら統一したほうがいいのかなと思います。

それと、「等」という表現と「など」という表現ですが、これも統一されていないところがあるような気がしますので、その辺もまた見ていただければと思います。あえてしているのならそれはそれでいいし、そういう名詞ならいいですし、そうでないのならある程度統一されたほうがいいかも分からないです。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりです。

ほかにございませんか。

○豊田委員 37ページのところで、尾道という表記がありますが、そのこのページが平仮名でおのみちとずっとあって、それから(2)の文化財の活用というところの尾道愛というのがあります。そこは何か漢字にしてあるのは違いを出そうとしておられるのかどうなのか。統一するのなら平仮名のおのみち愛とするのがいいのか。

○川緒教育総務部長 教育長、教育総務部長。先ほどの取組のお話ですけれども、公用語では取組、名詞的に使うときには「み」もつけません。そういった公用文の使い方で統一をさせていただきます。また、尾道愛の尾道を漢字なのかどうなのかというのは、これはあえて使い分けている、いわゆる市の総合計画はかなり使い分けておりますので、それに従って書いている部分があります。その辺もきちんと精査をして、ここの部分は逆に言うと軽微な修正でございますので、次回、併せて直していくということで、できる限りきちんと、もう一度我々事務局のみんなの目で直していきたいと考えております。

以上でございます。

○木曾委員 21ページの、指摘させてもらった黒丸の2つ目です。文化部活動の環境整備の支援を行いという内容ですが、文化部のみかという指摘をさせてもらったのですけれども、運動部に関して、これは予算がついているからということで御説明を今日事前にいただいたのですけれども、運動部に関しての支援は一切しないのですか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。これについては、文化部活動、音

楽のまちづくりということで尾道市が進めている中で、吹奏楽部の楽器購入の補助、楽器購入が100万円と楽器の修理料が100万円、これを以前から予算を取って、みらいプランのところから予算を取って進めています。ですから、市の施策の一環としてこの予算を取っているものですから運動部活動についてはこういった振興策というものは特につくっていないということで、文化部のみここに記述をさせていただいております。

○木曾委員 気になったのが、これを見たときに運動部に関わる子供とか保護者というのは、自分たちは除外されているのかと受け止める可能性は高いと思うのです。私、実際に子供は運動部ではないですけど、これ文化部しか支援してないのっていう印象なので指摘させていただきました。

この項目が子供たちの自己肯定感、自己有用感の育成という項目の中の取組であれば、これに関わる運動部に関わっている子供たちの育成というところでも何かの取組というのがあってもいいのかな、予算がついている、ついていないではなく、取組として何かこういうことを目指していますよとか取り組みますよというのがあってもいいのかなという印象を受けたのですが、どうでしょうか。やはり予算ありきというか、市の施策ありきですか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。今回といいますか、基本的には予算を獲得している部分については、これが財政当局とも話をしていくときに根拠になりますので、入れなければいけないと思っていました。

運動部については、体力づくりの推進のところでは競技力の向上とか外部指導者と小・中学校の体育連盟との連携を図りますという、そういった記述の部分では書いているのですが、今すぐ結論は出ませんので、ここをどうするか、運動部のところをこの自己肯定感のところへ入れるかどうか等、いろいろ考えて今こうしているのですが、今すぐ結論は出そうにないなという私の今の印象です。

○木曾委員 私も指摘のときの印象で、体力づくりの項目なのかなと思いました。運動ということに関して。ですから、どこかで運動部に関わる子供たちのことも考えているよとか支援しているよという印象が持てる文面がどこかにあったらなと思うのです。御検討ください。

○佐藤教育長 ほかにどうですか。

○奥田委員 先ほどの議論ですけど、健やかな体の育成のところでは運動部という言葉を入れればすぐ済むのではないかなと。24ページですか。1の3つ目の丸のところ、外部指導者の活用や体育連盟で運動部活動の振興を図りますとか、何かそういう運動部という言葉を入れれば、もうすぐここに書いてあるの

で、ここは文化部、ここは運動部という説明がつくのではないかなと思います。

○佐藤教育長 今回の御意見も含めて、24日の議員説明のときに間に合わないかも分かりません。委員の皆さんから御意見をいただいた部分は、またパブリックコメントのところを活用しながら整理をしていく、そして、次の教育委員会会議のときに改めて諮らせていただくと。前段、資料等も整理したものをお渡しができると思いますので、そのようにさせていただいてよろしゅうございますか。

一応、字句のところについては、申し訳ないですが修正はお任せいただいて、今おっしゃっていただいたところは、このたびのところまでは整理ができればしますし、できなかった場合は先ほど申し上げたような形の整理をさせていただきます。

今日、一応今の状態で整理をさせていただいて、考え方とか意見とか、まだ改めて出てくる場合もありますので、それは入れさせてもらいながら修正をかけていくという形にさせていただきます。当面はそういう格好で整理をしたいと思えますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ありがとうございます。

○川緒教育総務部長 教育長、教育総務部長。全体に関わることですけれども、教育総合推進計画にプラン名をつけるかというところがまだ整理されていないと理解しております。今まではみらいプラン、その前はさくらプランという名称をつけておりました。これについては、学校教育のソフト部門をピックアップした形でさくらプラン、みらいプランというような形で今までプラン名をつけてまいりました。

しかしながら、今回の計画は、御議論いただいたとおりハード面、ソフト面、まとめた形で政策の柱を形成させていただいているということになりますので、今までの考え方とは異なる構成をしていると理解をしていただく必要があると思えます。

これについて事務局としては、さくらプラン、みらいプランというような愛称というかプラン名を、ここでは一旦つけないという方向を出したいと考えておりますが、御意見等をいただけたらと思えます。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 今回の説明は、ですからこの尾道教育総合推進計画のサブタイトルのところへつける場合もあるし、この中でいうと1つ目の柱の、当然ハード部

分も含めた学校教育の部分に愛称をつける二通りの考え方が、つけないということも含めてあるのだけれど、今それを全部含めて言ってくれたのですかね。

○川齋教育総務部長 教育長、教育総務部長。すみません。ちょっと説明不足でありました。今、教育長がおっしゃったとおりであります。

我々としては、さくらプラン、みらいプランというたてまえからいくと、学校教育のソフト部門の名称であって、教育総合推進計画についてはこれまでもそういったプラン名はつけてこなかったという経緯がございます。ここであえて、例えばさくらプランとかという形になると、先ほど教育長が言われたとおり、どの部分につけるのかというような議論とか、今までと考え方との整合とかがありますので、今回はあえてプラン名をつけないほうが、教育総合推進計画という名称でいきたいというふうに考えておりますがという説明です。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

○豊田委員 今、御説明いただきましたが、尾道教育さくらプランというふうに、尾道を象徴する桜の花に託した思いはあったのでしょうか、その頃はやはり是正から、今日に向けての課題がいろいろありましたから、あえてそこにさくらプランという思いを込めてつくられたのではないかと思うのです。

ですから、ハード、ソフト、全部含めた形で尾道教育総合推進計画ということになれば、別につけなくてもいいと思いますが、これから実施していくときに、特に教育について中身を象徴するようなことが、表に出なくてもいいと思うのですけれど、実施していくときにそこに章展開した形で何かやっていければいいのではないかなと思います。ですから、原案に賛成です。

○奥田委員 この教育総合計画にサブプランは、言われるとおり必要ないのではないかなと思います。ハードとソフト両方あって。

ただ、今まで尾道のみらいプランとか教育内容のソフトのものの中で、親しまれておりますよね。やはり尾道らしさというものを、尾道の教育の特徴なり何とかをさくらプランでこう求めていますとか、いろいろなメッセージとして伝えるときには、そういう文言というのはあったほうがいいのではないかなと思うのです。

ですから、どの場面でどういう規定でということになるかどうか分からないのですけれど、教育内容のところでは、尾道の教育ではこういうところを重視するという形をうまくアピールする形でのネーミングが継続してあったほうがいいのではないかなと私は考えております。

以上です。

○村上委員 さくらプランとかみらいプランは別にして、この総合計画自体のサ

ブタイトルというか、思いを込めるといふか、そういうのもなしですか。どうでしょう。これはあつたほうが我々の思いや意気込みがこもるような気がします。

○川齋教育総務部長 教育長、教育総務部長。尾道に愛着と誇りを持ちグローバルに躍動する人づくり、ここの部分は今回の総合推進計画の基本理念の部分で、変わっておりません。市の総合計画の中にも記載されている条項ですので、この点は変えないという方向でいっております。

最終的に、こういった冊子に持っていきます。この段階では、理念の部分を表紙によく分かるようにし、また今までのとおり写真とかおのにゃんとか、こういったものを配置して、今は文字面をぎゅっと入れただけの形になっていますが、今後そういった冊子にする手続もしていきますので、そのときにはまた御相談を差し上げたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤教育長 ここの部分はなかなか結論が出にくい。予算書とか財政的などころの意見というのは聞いているのですか。予算の中でさくらプランだとかみらいプランの部分の事業費は幾らかね、と議員さんからよく聞かれていたような感じはあるけれども、今回そのところはどのように出していくかというのが場合によってはあるかも分からない。

○川齋教育総務部長 教育長、教育総務部長。今回、ここのさくらプランの部分、みらいプランの部分の事業数、さらに予算という出し方はできないかなと思っております。

どれだけの予算でどれだけの事業数ですかというのは、今後当然議会等からも質問を受ける事案だと思っております。現段階では、新年度予算の編成時期ということで当たっておりますので、どの事業をどの額で来年度やりますよというのはお示しできませんけれども、今後新年度予算を教育委員会会議にも御提案を差し上げる形になろうと思います。そのときには主要事業という形でまとめた資料を配付していく、その中で事業費は大体これぐらいだろうというふうにも出ます。

また、この推進計画の事業費ということになれば、教育委員会全体の、いわゆる教育費に関わる事業費、おおむね50億円もつれ、市全体の予算に占める割合が9%、10%という形になると思います。それが一つの基準になっていくのかなと思います。それらを提示しながら、今後これにぶら下がる事業はどんなものがあるか、さらにはそれについての予算がどんなものがあるかという、いわゆる実施計画的な部分、実施計画をつくるということにはならないかもしれ

ませんが、実施計画的な部分を取りまとめていく必要というのは当然あるかなと考えております。

それを受けて、最終的には事務点検評価等でチェックをしていく。そして、来年度予算につなげていくという、こういった一連の動きがありますので、この具体的な事業がどうなるかというのは、来月の教育委員会会議の中で、予算及び主要事業を提案させていただきますので、そのときに合わせて見ていただければと考えております。

以上でございます。

○佐藤教育長 丁寧な説明をありがとうございました。言いたかったのは、予算の関係で、前はみらいプランとかさくらプランというネーミングがあって、今回ないとどこをどう比較するのかなというところが分かりにくいかもしれませんねということでした。そこのところはやりようはあるので、意見は分かれたけれども、事務局としたらなくていいかな、委員さんは若干打ち出すときに何かあったほうがいいのか、そんな感じだったように思います。

パブリックコメントに出すときにそこのところを決定していなかったらパブリックコメントには出しにくいのでしょうか。そこのところの説明をお願いします。

○川齋教育総務部長 教育長、教育総務部長。現段階では、パブリックコメントに出す資料は、この推進計画の案という形で出ますので、主な事業とかこういったことはパブリックコメントの中で出す予定はございません。

一方、議会の説明会の中では、いわゆる新推進計画は旧計画とどう違うのかという視点がございますので、取組等についてはまとめていかなければならない。

ただ、予算はまだ当然お示しできる段階ではございませんので、今後そういった形でまとめていく、その中で旧の事業と新の事業を比較するといった動きも出てくるのかなと思っています。今回政策の柱が大きく変わっていますし、たてまえが変わっていますので、全てが前と一緒にという形でということは考えておりません。

○佐藤教育長 だから、前のさくらプランとかみらいプランのように、この構成上なかなか表記しにくいんだということですよ。

○川齋教育総務部長 教育長、教育総務部長。議員等には言われると思いますが、現実には表記しにくいと考えております。

○佐藤教育長 今回のところは、場合によってパブリックコメントの中で当然なのかというような話もあるでしょうし、議会からもある、教育委員さんから

もそういう御意見があったというのは意識もさせていただいて、どういう整理ができるかというのは考えてみたいと思います。よろしいですか。

それでは、そういうことで、今の部分はすみません。表にはその状態を出していきます。ですから、ここにはさくらプランとかみらいプランにつながるところの部分の表記はしないということで、一旦は整理をさせていただきたいと思います。

それと、文字面の修正点、例えば新型コロナウイルス感染症というのと新型コロナウイルスの感染拡大というところ、それから取組とかそういう部分の送り仮名の表記の問題、それから文化部活動、運動部活動のところは、字句のところ整理をさせてやってください。あと、40ページの用語解説のところも、一応事務局でプラスするものも、それから字句修正するところも整理をした状態を出したいと思います。

事務局はよろしいですか。

それでは一応これをもって協議を終了したいと思います。

今回の修正については、冒頭も言いましたが、字句については私に一任をいただき、パブリックコメントの募集を進めていきたいと思います。

以上で日程第4、協議を終わります。

それでは、これより非公開審査に入りますが、その前にその他として委員の皆さんから何か御意見、御質問、議案以外の部分であればお受けしますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、それでは先ほど決定したとおり、これより非公開となりますので、関係者以外の退席をお願いします。

暫時休憩します。

(傍聴者不在のため、休憩なし)

○佐藤教育長 それでは、再開をしたいと思います。

議案第3号市長が定める尾道市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案に対する意見の申し出についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、議案第3号市長が定める尾道市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案に対する意見の申し出についての御説明をさせていただきます。

議案集の別冊の1ページから4ページのほうをお開きください。

それでは、御説明をさせていただきます。

まず、議案の提案理由でございますが、尾道市長が別紙議案を2月市議会定例会に議案として上程することから、尾道市教育委員会教育長事務委任規則第1条第12号の規定により、本教育委員会の意見を申し出るためのものがございます。

主な内容について御説明を申し上げます。

12月の教育委員会議で御報告させていただきましたが、令和4年度の幼稚園園児募集を行った結果、西藤幼稚園は令和3年度末をもって閉園することが決定しております。それに伴いまして、尾道市立幼稚園設置条例の中に記載がある西藤幼稚園の欄を削除するものでございます。

同じく、尾道市学校給食共同調理場設置条例の中に、栗原北学校給食共同調理場から配送する対象園に西藤幼稚園が含まれておりましたが、尾道市立幼稚園設置条例と同様に西藤幼稚園を対象から削除するということとなりますので、併せて改正するものでございます。

なお、尾道市学校給食共同調理場設置条例は、尾道市立幼稚園設置条例の改正に伴い、連動して改正することとなることから、附則での改正とさせていただいております。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 それでは、御意見、御質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第4号財産の無償貸付についてに対する意見の申し出についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、議案第4号財産の無償貸付についての御説明をさせていただきます。

議案集の別冊5ページから7ページを御覧いただければと思います。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについては議会の議決を求めることとされておりまして、尾道市教育委員会教

育長事務委任規則第1条第12号の規定により、尾道市長が当該議案を市議会に提出するに当たり教育委員会の意見を求めるものでございます。

当議案は、旧原田中学校校舎等について、普通財産として特定非営利法人原田芸術文化交流館、やまそらとありますが、そちらへ無償で貸し付けることに対して市議会の議決を求めるものでございます。

このやまそらにつきましては、旧原田中学校を拠点といたしまして、原田地区の地域振興を図ることを目的として活動しているNPO法人でございまして、旧原田中学校を拠点として活動しております。

現在、旧原田中学校の校舎等の建物は行政財産となっており、平成29年度から令和3年度まで行政財産の目的外利用として無償でやまそらへ使用を許可している状態でございます。

原田中学校は、平成26年3月末で廃校となっており、小学校が引き続き利用はしておりましたが、小学校が統合された平成29年3月末には、本来であれば行政財産から普通財産に分類替えを行って貸付けを行うべきでしたが、やまそらとの調整が遅れ、建物を行政財産から普通財産として、このたび分類替えをして無償貸付けを行うということになったものでございます。

無償とする理由でございますが、公共団体において公用もしくは公共の用、または公益事業の用に供するときは無償貸付けができるという規定がございますけれども、やまそらにつきましてはNPO法人でございまして、無償貸付けができる公共団体には該当しておりません。原則、有償での貸付けとなり、無償貸付けを行うのであれば、このたびのような市議会での議決を必要とするというところでございます。

やまそらの活動については、施設を利用してイベントを開催し、地域のにぎわいを創出する多世代にわたる交流の場を提供していることで、活動内容が尾道市の普通財産の貸付要綱上では、公共団体が地域の集会、その他これに類する施設の用に供するときに準ずる内容でございますので、このたび議決を経て無償貸付けしたいと考えておるものでございます。

貸付期間につきましては、尾道市公有財産管理規則第22条第1項の規定により、5年間とするものでございます。

以上、内容について御承認をお願いするものです。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 大変ありがとうございます。

御意見、御質問はございますか。

○木曾委員 行政財産と普通財産はどう違うのか教えてください。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。説明が不足しておりまして申し訳ございません。

行政財産と申しますのは、行政目的を持った市の公有財産ということでございまして、例えば小学校、中学校であれば、小学校、中学校を運営するために必要な財産ということでございますので、その時点で行政目的を持った財産ということでございます。

ただ、それが例えば廃校などによって本来の目的を終了したような財産の場合については、ルール上は速やかに普通財産に変更して適当な整理を行わなければならないということになっておるのでございますけれども、そういった部分について、このたび整理が遅れていたもので、遅れていたものについて対応させていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○佐藤教育長 よろしいですか。

○木曾委員 学校の場合はそうなんですよね。ほかに普通財産というと、例えば尾道市でどんなものが普通財産になるのですか。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。実例で申しますと、とにかく役割を終えて目的が変わったもの、例えばその役割がほかの行政目的に、例えば学校だったものが今度はほかの行政目的で利用されることになった、ちょっと具体的にケースを申し上げにくいのですが、例えば福祉施設だったとして、福祉施設として引き続き利用されることになった場合は、引き続き行政目的を持ったものということになりますので、それについては引き続き行政財産という取扱いになります。

○佐藤教育長 所管替え、そうですね。ですから教育委員会から社会福祉に管轄を替えて行政財産として生き続ける。

○村上委員 やまそらというのがNPO法人の原田芸術文化交流館というのが正式名称ですよね。それで、要はどういう事業をしていたかが全然私は存じ上げないので、こういう立派な事業をしていましたよということを御紹介していただかないと、どういう法人なのかよく分かりません。その辺をお願いしたい。

それから、これは建物だけを書いているのだけど、土地は、グラウンド部分は貸さないのですか。その2点、お願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。まず、やまそらの活動についてでございますけれども、もともと原田の地区社協さんの中の有志がいろいろなまちおこしの活動の取組を積極的に始められて、独立したような形でございます。

具体的な活動としては、非常に過疎化が原田地区は進んでおりますので、地

域ゆかりの作品の展示やイベントの誘致、イベントの企画をしたりして活動を継続的に行っておられます。現在は、コロナの影響でそういったことがなかなかできにくくなってはおりますけれども、そういった地域振興活動、まちおこし活動を中心に取り組んでおられる団体でございます。

グラウンド施設、敷地についてでございますが、原田中学校のグラウンド及び体育館につきましては、引き続き市で、教育委員会で管理をさせていただいて、地域に貸出しをさせていただいております。体育館については、スポーツ活動、地域のスポーツ団体等が利用するために、そちらについてはあくまで市が引き続き管理を行うということでやらせていただくということにしております。校舎部分についてはこれまでもなかなか整理がつかなくて、行政財産のままでお貸ししていた状態はあったのですけれども、このたび普通財産ということで財産区分の整理を行って、適正な形でお貸しするというところで手続を進めておるということでございます。

以上でございます。

○村上委員 要望ですけれども、今度こういった議案のときは、その団体の実績等のペーパーが出れば非常に手を挙げやすいのですが、これだったら名前で判断しなさいと言わんばかりというかちょっと分からないので。この法人は平成28年にできているので、実質的には5年ほど、もう実績もたくさんあるのだと思うのですけれども、その辺の資料が何か出てくれば非常にうれしいなと思います。次回からよろしくをお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。資料等が十分そろっていない状態で御提案させていただくことになりまして申し訳ございませんでした。

○佐藤教育長 ほかにどうでしょうか。

よろしいですか。次回の宿題もいただきましたけれども、そのようにさせていただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第5号市長が定める尾道市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申し出についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第5号市長が定める尾道市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申し出について説明いたします。

8ページをお開きください。

本議案は、尾道市長が市議会へ8ページの議案を提出するため、尾道市教育委員会教育長事務委任規則第1条第12号の規定により、委員会の意見を申し出るためのものでございます。

本議案は、学校運営協議会委員の報酬を新たに定めるものでございます。尾道市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、特別職の職員で非常勤のもの報酬を定めている条例です。学校運営協議会委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の非常勤に位置づけられており、委員の報酬は、これまでは当該条例で定められている附属機関の委員、日額5,000円というのを適用し、学校運営協議会1回の出席ごとに支払いを行ってまいりました。

現在、尾道市では3つの小学校と2つの中学校に3つの学校運営協議会を設置しています。今後は、令和8年度までに中学校区を単位とした全ての小・中学校と尾道南高等学校に学校運営協議会を設置することを目指しています。

御承知のとおり、学校運営協議会は校長や教育委員会に対する権限や役割が法令に規定されており、保護者や地域住民の意見が学校運営に直接反映されることを制度的に担保し、保護者や地域住民と学校、教育委員会とが学校教育目標の設定や達成に協働して取組を行っていく仕組みです。

このことから、学校運営協議会委員は年4回程度開催される会議に出席することだけを任務とするのではなく、日頃から学校と地域の連携、協働に携わっていただくことにより、学校や地域が抱える課題を解決するとともに、地域を担う人材を育成するための取組を充実させるなどの役割を担っています。

よって、学校運営協議会委員の報酬につきましては、日額ではなく年額とし、報酬の額につきましては広島県内で学校運営協議会を設置、報酬を支払っている自治体を参考にした上で、年額6,000円ということといたしました。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 御意見、御質問ございますか。

○木曾委員 学校運営協議会は年に1回しか開催されない、それこそ臨時で何回も開催されたとしても年額ということですね。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。年4回ということとしています。

○木曾委員 年4回出て6,000円。今までは1回で5,000円。減るのですね。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。先ほど説明の中で申しましたように、今は学校運営協議会の会議に出席をすれば日額5,000円ということにしておりますけれども、やはりこの学校運営協議会の委員の皆様というのは、会議に出ることが目的ではなくて、日頃から学校のため、子供たちのためにいろいろな活動をしていただくということを基本としておりますので、年額ということにいたしました。

ただ、この場合、今おっしゃったように、今4回もし開催されますと年2万円、それが年6,000円ということになりますので、大きく下がるということにはなりません。来年度、もし御承認いただきましたら新たに任命される方、引き続き任命される方いらっしゃいますが、そのあたりは趣旨とともに丁寧に御説明をしていただくことになるかと思えます。

○村上委員 空き家対策協議会の、これは日額9,000円ということですが、年間の予算は幾らぐらいでしょうか。10回やったからといって10回出るのですか。例えば、まだまだ多い場合は、その辺はどうなるのでしょうか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。現行の制度でございますけれども、予算は1つの運営協議会につき年4回の予算で取っております。空き家はちょっと分かりませんが、運営協議会につきましてはそのように予算を取っております。

○村上委員 空き家対策協議会のことはわからないと。

○佐藤教育長 空き家は、これは市長部局の建築のところになるので、これは直接関係ないのですが、1日が9,000円なら掛けてという形になろうと思えます。

これ、なかなか木曾委員さんの部分へのお答えにならないかも知れませんが、これまでは要は5,000円の根拠になっているのが、報酬条例でいうと特にこのコミュニティ・スクールの委員さんにとりよりは、一般的な附属機関の委員さんの部分を適用していた。その部分を、より今後全ての学校にとりという考え方がある中で、他の自治体の額も含めて整理をした結果、考え方は日額よりも会に出た以外のところもあるので年額の整理にしたいと。

その上で、額を見たときに、今おられる方の支給している額とのバランスは非常に悪いけれども、他の自治体との関係でこの額が妥当だという整理をさせていただいた。十分今やっただいていての方に対して丁寧に説明をしながら御理解をいただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○豊田委員 先日、オンラインで各都道府県の方とお話をしたときに、やはりこの学校運営協議会の委員というのはかなり責任と、それから任務も非常に責任ある任務であると。普通の学校評議員とは違って、先ほど三浦課長さんからも

お話がありましたけれども、任命をするときにその辺のことをしっかりとお話をして納得をしてもらって受けてもらうというあたりも、岸田さんではありませんが丁寧な説明をして、そして任務についても十分に理解していただくような形にならないと、運営協議会というものの質的な向上につながっていかないというように思うのです。

ただ、PTAの役員さんであるとか地域の何々さんになるとかということ、便宜上お願いするというのではなくて、これから全市でコミュニティ・スクールを組織していくのであれば、そういうところをしっかりと話し合うことが必要ではないかなという気がしました。

全国的には、もう話を進めて受けてくださる方も選んでいますというお話がありましたし、土堂小学校の林先生ですか、長いこと運営協議会の委員長さんか何かなさっています。先日お会いしたときに全く同じようなことをおっしゃっておられました。だから、これから先、尾道市がそういう方向に行くのであれば、いろいろ研究していくことも要るのではないかなと思います。

以上です。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○村上委員 9ページの7行目で、別表空き家対策協議会、これはこれでいいんですよ。その中に、学校運営協議会の報酬規定があるという。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。はい、おっしゃるとおりでございます。

この条例につきましては、様々な委員会でありますとか審査会でありますとか、特別職の非常勤のものにつきましてはの一覧の表がございます。その中に、空き家対策協議会という委員が日額9,000円であるという表がありまして、その次のところに学校運営協議会を入れさせていただきたいというものです。ごめんなさい、現物の条例があればいいのですけれども、そういうことになってまいりますので、間違いではございません。

○佐藤教育長 この条例が、実は所管は総務部の職員課というところが所管をしております。尾道市の全部のいろんな部署の地方公務員法の第3条3項3号の非常勤の特別職に該当する職を持っている人の全体を管轄していると。そのうち、教育委員会ではこのたび運営協議会の委員の部分を変えさせてもらうというようにたてまえになっていて、例えば4月に向けていろいろな委員さんの報酬を変える場合は、各所管のところが起案をして、それを最後は職員課がまとめて議会へ提案すると、そういう形なので、イレギュラーのように映るかも分

かりませんが、御理解をいただければと思います。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第6号財産の取得についてに対する意見の申し出についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。議案第6号財産の取得の申し出につきまして、提案理由及びその内容を説明申し上げます。

議案集11ページから13ページを御覧ください。

このことにつきましては、尾道市立小学校、中学校における大型提示装置を取得するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、尾道市長宛てに申出たく提案するものでございます。

大型提示装置の取得につきましては、尾道市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要であり、2月市議会定例会に議案として上程することから、本教育委員会におきまして提案させていただくものでございます。

主な内容について説明申し上げます。

取得金額、取得の方法、契約の相手方は記載のとおりでございます。

現状としましては、小学校で令和元年度にタブレット端末を1学級分配付した際に、大型提示装置も165台整備しております。今回は、まだ整備できていない小・中学校の通常学級に170台を整備いたしました。小学校70台、中学校100台を3月中に学校へ納入になります。モニターとしての活用やタブレット端末を活用した授業での視覚的な共有ができること、デジタル教科書の提示など、授業の構成で効果的に使うことを期待しております。

また、移動可能な大型提示装置の利便性を生かし、学校内での児童・生徒の密接を防止するため、分散授業やオンライン配信による全校集会や式等での活用も想定しております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問をお願いします。

○木曾委員 既に小学校が165台配備、今回追加でこの70台、100台ということで、中学校は今までどうだったんですか。これで全校、全教室に配備完了ということでしょうか。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。165台につきましては、小学校に配置させていただいているものです。今まで中学校につきましては、まだ配置ができておりませんで、学校独自で学校費で大型テレビ等を使って授業をしていただいていた状況がございます。

このたび、小学校で整備いたしました大型提示装置というものを、まだ整備されていない小学校、中学校に配置させていただいております。これにより、通常学級には全て配置が完了になりました。

ただ、特別教室等につきましては、また今後の活用を見ていきたいと思っております。

以上です。

○佐藤教育長 ほかにございませんか。

○村上委員 今入っているのは、既存の提示装置ですね。それは今回入れる提示装置と同じものでしょうか。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。令和元年度に小学校に入っているものはシャープの製品でございまして、今回170台整備させていただくものは別の会社のミライタッチという最新のものです。少し機能が増えておりまして、Wi-Fi環境がなくても大型提示装置の画面上で画面を写すことができますものがあります。

また、今まで黒板機能として使うこともできたのですけれども、その黒板機能として書いていたものを、前回の授業のものを残しておくことができまして、また次の授業が始まった際に前回の授業の黒板の状況を再生できるという機能が増えておりますので、そのような使い方が中学校等も期待されるところでございます。

以上です。

○村上委員 これは同じものを広島市がもう1,200台ぐらい入れているみたいですが、現物はもう見られましたか。運用実績というか。どうでしょう。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。現物は、短期間ではございますが、教育委員会にも現物を置かせていただいて、指導主事も触らせていただいたりしながら活用の方向性も見ております。

以上です。

○村上委員 今タブレットを入れたときに、先生方が運用するに当たってかなり研修が要るなどか時間がかかりますとかというお話が前にあったと思うのですが、取扱説明書を見ると結構しっかりした、機能がたくさんあるので、その辺の、導入はしたものの機能がたくさんあり過ぎて研修が必要になるのではないかなと私は思うのですが、この研修というか運用に当たっての利用方法、黒板としても利用できるし、非常にいいなあとは思いますが、どういうふうな運用していくのか、予定はありますでしょうか。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。これにつきましては、3月に入りましたら業者が各校に回って設置をしていく際に、使い方の説明もしていただくことになっております。ただ、研修等ということになりますと、今ICT支援員が回って具体的にこの大型提示装置の使い方というところで一緒に授業の中での使い方というところは少し触れていただけるのではないかと考えております。

以上です。

○村上委員 分かりました。

○佐藤教育長 それでは、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第7号市長が定める尾道市保育所（園）設置及び管理条例の一部を改正する条例案に対する教育委員会の申し出についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、議案第7号市長が定める尾道市保育所（園）設置及び管理条例の一部を改正する条例案に対する教育委員会の申し出についての御説明をさせていただきます。

それでは、別冊の14ページから17ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定、その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものと

して当該地方公共団体の規則に定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聞かなければならないということになっております。

尾道市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則では、尾道市が設置する幼保連携型認定こども園に係る事務のうち、教育委員会の意見を聴取する事項について、第2号において幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関することが上げられておりまして、現在公立の幼保連携型認定こども園として因島南認定こども園がございます。こちらについて、現在、幼・保連携型から保育所型へ移行するに当たり、必要となる条例案について市長から意見を求められているものでございます。

現在、尾道市の公立の認定こども園は、幼・保連携型と保育所型の2種類、2類型、3施設がございまして、幼・保連携型こども園が1施設、保育所型の認定こども園が2施設となっております。これは、因島認定こども園を平成21年度に公立の施設として初めて開設するに当たりまして、公立幼稚園と公立保育所を統合して開設することから、幼・保連携型とした経過がございまして、

現状、こども園が2類型あることにより、職種が異なる先生方を所管する子育て支援課において人事管理や事務手続が煩雑になるなど不都合が生じており、これを一方に統一することで解消を図ろうとするものでございます。

いずれの類型におきましても、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や、保育所保育指針などに基づいて教育・保育が実施されておりまして、変更による就学前教育、保育サービスに影響はございませんが、公立の認定こども園を保育所型に統一することで、統一的、合理的な施設運営を目指すものでございます。

以上、御説明でございまして。よろしくお願ひいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明に御意見、御質問はございますか。

○豊田委員 今御説明いただきましたが、幼・保連携型と、それから保育所型認定こども園ですか、三庄がありますよね、因島の。あれは、できた頃に幼・保連携型でしたよね。今もそうですか。

○佐藤教育長 因島南というのが三庄のことです。

○豊田委員 分かりました。

それで、管轄ですけれども、幼稚園は文部科学省、それから保育所が厚生省。その辺は、一緒になったことでどこがどのような管轄になっているのですか。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。所管については、設置主体自体が国や自治体、学校法人、こういったところでも設置できるものではあるのですがけれど

も、基本的には手続上は文部科学省と厚生労働省と両方に書類提出を行ったりするということになっております。法律的な性格についても、学校としての性格と、それから児童福祉施設としての性格と、2つの性格を併せ持っているという施設でございます。

○**豊田委員** もう一ついいですか。そうしたら、幼稚園機能と保育所機能ということで、園児が帰る時間も違いますよね。それはそのように行っているのですか。

○**末國庶務課長** 教育長、庶務課長。御指摘のとおり、入園するに当たって認定がございまして、その認定区分に応じて、1号認定というような形で幼稚園に行かれる方と、それから保育所に行かれる方と二通りにももちろん分かれていますので、ただ学習するのは同じ部屋で一緒に学習しております、幼稚園型の認定の方は2時で帰られると。で、保育園の園児に当たる方はそのまま4時ぐらいまで残られて、それで延長サービスも受けられるというような状況でございます。ですから、両方いいとこ取りしたような施設にはなりません。以上でございます。

○**豊田委員** ありがとうございます。

もう一つ、それと教育要領といいますか、それは違っていたと思うのですが、一緒に保育をしているのだったら同じ教育要領を使っているのですか。保育所型と幼稚園型と違いますよね。

○**末國庶務課長** 教育長、庶務課長。教育要領についての御質問でございますけれども、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領というものと、保育所保育指針というものと、その2つに分かれての両方がございますけれども、それぞれどちらのほうでも遜色ないような教育が行われるということで、内容的には整理されていると伺っております。

○**佐藤教育長** よろしいですか。

○**村上委員** 要は、運営上の問題で今回こういう変更をしたいとおっしゃっていましたが、保護者とか入園されている子供にとって、全く不利益とかサービスが落ちるといったことはないということでよろしいですか。

○**末國庶務課長** 教育長、庶務課長。はい、全くそのとおりでございます。基本的に、保育所型の認定こども園であっても幼稚園型の認定こども園であっても、サービス内容はほぼ同一でございます。

ただ、職員の配置要件でございますとか法律的な性格の差がございますので、そういった性格的な差から、例えば幼・保連携型になりますと、毎年国へ提出する調査物とか報告が文部科学省と厚生労働省、両方に出さなければなら

ないでありますとか、監査についても両方から監査を受けるとか、そういった不都合や重複業務等がございますので、現場からは統一を求める声が上がっております。労務管理等の面においても職種が変わる、ということがございますので、そういった部分について、施設が2種類ある状況を統一的な運用をしたいということで、今回変更させていただくものでございます。

以上でございます。

○佐藤教育長 よろしいですか。

○川緒教育総務部長 教育長、教育総務部長。補足ですけれども、当時、三庄の1階が保育所で2階が幼稚園だったと思うのですけれども、そういった経緯がある中で幼・保連携型というものを実際選んだという側面もあります。

当時は、今もそうですけれども、所管は内閣府です。内閣府なんだけれども、それは結局厚労省が取るのか文科省が取るのかというところの意見が、国においてもきちんと整理できていなかった。これを整理しますよってということで、取りあえず内閣府が所管しますという形でスタートをしました。そういうところもあって、当時は幼・保連携型というのは主流の一つであったと思います。

ところが、現在でも内閣府で、こども庁とかいろいろ議論はされてはいますけれども、浮かんでは消え浮かんでは消えみたいな形で、今も引き続きそういった状態になっている。まさに二重行政の状況の中で、現場サイドは先ほど庶務課長が言ったような事情があって大変困っている。子供たちに目が向いていないと言われればそうなのかもしれないという状況が生じていると捉える中で、これは後退ではなくて、いい方向なのかなと我々も思いますし、もう認定こども園の先生方の配置は幼稚園教諭であった方も非常に多いです、園長先生も校長先生経験者がほとんどだと思いますので、現状としてはむしろいい方向なのかなと思っております。

○佐藤教育長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第1回教育委員会定例会を閉

会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は2月24日木曜日午後2時30分からを予定しております。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後4時59分 閉会